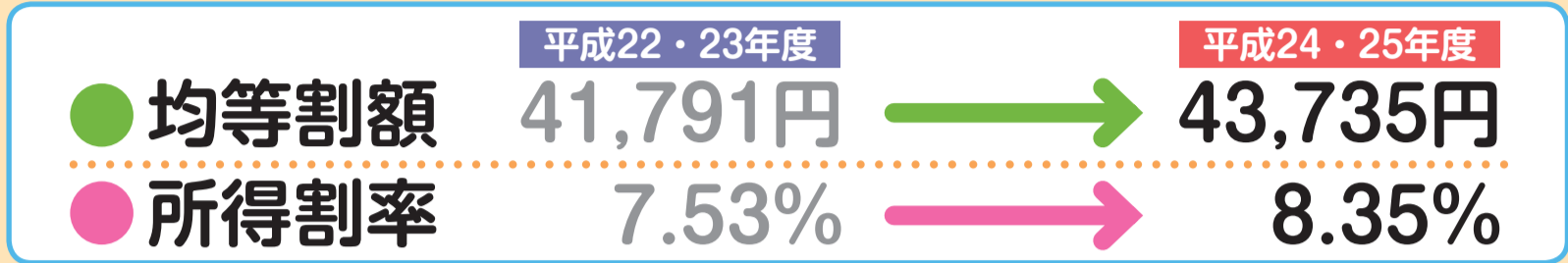


後期高齢者医療制度 平成24年4月から保険料率が変わります

※「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の高齢者の方（65歳以上で一定の障害があると認められた方を含む。）を対象とした医療制度です。

- 後期高齢者医療制度では、保険料率を2年ごとに改定することになっており、平成24・25年度の保険料率を次のとおり決定しました。



今回の改定では、医療費の増加などの理由により、保険料の大幅な上昇が見込まれたため、これを抑えるための対策を講じましたが、やむをえず保険料率を上記のとおり改定することになりました。被保険者の皆さまにはご負担をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

- 年間保険料の限度額が変更されました。



保険料の計算方法

年間保険料額^{※1} = 均等割額 + 所得割額

限度額 55万円 43,735円 (総所得金額等^{※2} - 基礎控除 (33万円)) × 所得割率8.35%

※1 4月から翌年3月までを1年間として、年間保険料が計算されます。

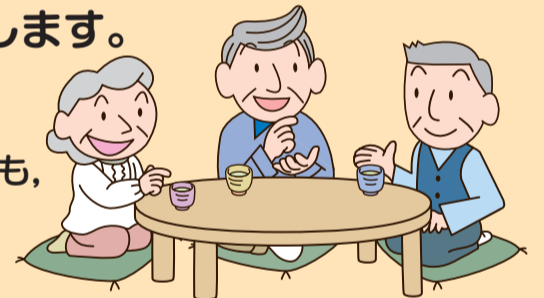
※2 総所得金額等とは、「年金収入 - 公的年金控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等で社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。

また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額）も総所得金額等に含まれます。

- 保険料の決定通知書は、7月（広島市は8月）中旬にお手元にお届けします。

保険料の軽減

所得の少ない方や健保組合等の被扶養者であった方には、平成24年度においても、これまでと同じく軽減措置があります。



- 均等割額の軽減について

世帯主及び世帯内の被保険者の前年中所得の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下	世帯内の被保険者全員の所得額（公的年金の所得は控除額を80万円として計算）が0円となる場合	9割軽減	4,373円/年
	上記以外の場合	8.5割軽減	6,560円/年
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) 以下の場合		5割軽減	21,867円/年
33万円 + (35万円 × 世帯内の被保険者数) 以下の場合		2割軽減	34,988円/年

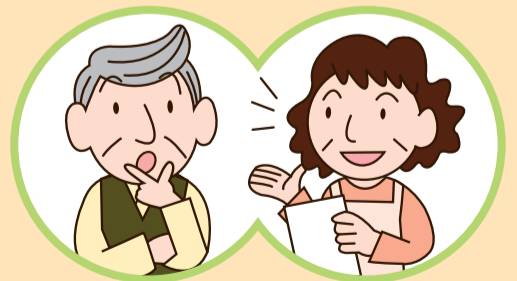
※ 所得が公的年金の場合は、総所得金額等から15万円を控除した額で判定します。

※ 判定の際「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

※ 所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

- 所得割額の軽減について

被保険者の基礎控除後の総所得金額等	所得割額の軽減割合
(総所得金額等 - 基礎控除 (33万円)) が58万円以下の場合	5割



- 健保組合等の被扶養者であった方の軽減について

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等（国保及び国保組合は除く）の被扶養者であった方については、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減され、平成24年度の年間保険料額は4,373円となります。

お問い合わせ先

● 広島県後期高齢者医療広域連合（保険料関係）業務課 賦課収納係 082-502-3060
〒730-8626 広島市中区東白島町19番49号（代 表） 082-502-7822

● お住まいの市区町後期高齢者医療制度担当窓口（裏面をご覧ください）

健康診査を受けましょう

お住まいの市役所・町役場では、被保険者の病気の予防や早期発見・早期治療に役立てていただくため、**後期高齢者健康診査**を実施しています。

健康診査は、自覚症状のない病気を見つけ、予防するチャンスです。

健康診査を受けて、自分の健康状態を知っておきましょう。



ご存知ですか？ ジェネリック医薬品

医師から処方される薬には、先発医薬品とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。

先発医薬品は、開発に長い時間と多くの費用がかかることから、一定期間、特許に守られ販売されます。

一方、ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に、同じ有効成分により製造された医薬品です。このため、先発医薬品に比べて一般的に低価格であり、薬代の負担も軽減されます。

ジェネリック医薬品への切り替えは、医師・薬剤師と十分にご相談ください。



高額の外來診療を受けているみなさんへ

平成24年4月1日から、外來の診療を受けた場合についても、入院した場合と同様に、医療機関等の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

ただし、市町村民税非課税世帯の方は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要となりますので、お持ちでない方は、お住まいの市役所・町役場で手続きをしてください。

また、複数の医療機関等の窓口で支払う額の合計額が、自己負担限度額を超える場合は、これまでどおりの手続となります。

不審な電話や訪問者にご注意ください！

全国各地で広域連合や市区町村、厚生労働省の職員等を装う、「**還付金詐欺**」が多数発生しています。

手口としては、「還付金を振り込むので、キャッシュコーナーに行くように。」と指示する内容の電話をかけ、ATMを使ってお金を振り込ませるものなどですが、**還付金の支払いをATMで行うことはありません。**

もし、不審な電話や訪問者があった場合、**絶対にお金や被保険者証を渡したりせず**、名前や電話番号を聞き、すぐに最寄りの警察に連絡するか、広域連合、またはお住まいの市役所・町役場にご相談ください。



市区町担当窓口一覧

市区町名	後期高齢者医療制度担当窓口	市区町名	後期高齢者医療制度担当窓口	市区町名	後期高齢者医療制度担当窓口
広島市	保険年金課 082-504-2158	三原市	保険医療課 0848-67-6056	府中町	保険年金課 082-286-3154
中区	健康長寿課 082-504-2570	尾道市	保険年金課 0848-25-7135	海田町	長寿保険課 082-823-9609
東区	健康長寿課 082-568-7730	福山市	後期高齢者医療課 084-928-1411	熊野町	住民課 082-820-5604
南区	健康長寿課 082-250-4107	府中市	医療国保課 0847-43-7137	坂町	保険健康課 082-820-1504
西区	健康長寿課 082-294-6218	三次市	保険年金課 0824-62-6134	安芸太田町	住民生活課 0826-28-2116
安佐南区	健康長寿課 082-831-4941	庄原市	保健医療課 0824-73-1155	北広島町	町民課 050-5812-1854
安佐北区	健康長寿課 082-819-0585	大竹市	保健介護課 0827-59-2141	大崎上島町	保健衛生課 0846-62-0303
安芸区	健康長寿課 082-821-2808	東広島市	国保年金課 082-420-0933	世羅町	健康保険課 0847-25-0134
佐伯区	健康長寿課 082-943-9729	廿日市市	保険課 0829-30-9160	神石高原町	福祉課 0847-89-3335
呉市	保険年金課 0823-25-3156	安芸高田市	保健医療課 0826-42-5619		
竹原市	市民健康課 0846-22-7734	江田島市	保健医療課 0823-40-3247		